

障害のある子どものために

(1) 障害のある子どもための施設

地域療育センター（児童発達支援センター）

障害のある（またはその疑いのある）お子さん（0～18歳まで）と保護者に対し、相談・診察・評価・療育等を行う支援機関です。

利用に関しては、各地域療育センターにお問合せください。

施設名	担当区域	所在地	電話
南部地域療育センター	川崎区・幸区	川崎区中島 3-3-1	211-3181
中央療育センター （通所部門）	中原区・高津区	中原区井田 3-16-1	754-4559
川崎西部地域療育センター	宮前区・多摩区の一部 （中野島、和泉、登戸、登戸新町、 枅形、東生田、宿河原、長尾、堰）	宮前区平 2-6-1	865-2905
北部地域療育センター	麻生区・多摩区の一部 （布田、菅稲田堤、菅野戸呂、菅、 菅城下、菅北浦、菅仙谷、菅馬場、 生田、寺尾台、東三田、三田、 西生田、栗谷、南生田、長沢）	麻生区片平 5-26-1	988-3144

※市内の「障害児通所支援事業所一覧」はホームページに掲載しております。

（66 ページ参照）

福祉型障害児入所施設

主に知的障害のあるお子さんを対象とした入所施設です。

入所に関しては、各児童相談所にお問合せください。 TEL56 ページ参照

施設名	所在地	電話
中央療育センター（入所部門）	中原区井田3-16-1	754-4563

医療型障害児入所施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複しているお子さんを対象とした入所施設です。

入所に関しては、各児童相談所にお問合せください。 TEL56 ページ参照

施設名	所在地	電話
ソレイユ川崎	麻生区細山1203	959-3003

医療的ケア児・者等支援拠点

川崎市内の医療的ケアを必要とする方が地域で安心して暮らしていけるよう、本人やそのご家族などからご相談を受け、適切な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域における総合的な支援体制の整備を推進する、医療的ケア児・者等の専門相談窓口です。

施設名	所在地	電話	支援対象地域
総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく 2階	223-6973	川崎区・幸区・ 中原区・高津区
地域相談支援センター それいゆ	麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビル 304	281-0037	宮前区・多摩区・ 麻生区

発達相談支援センター

発達障害やその疑いのあるお子さん（小学生以上）の心身の健康に関する心配や家庭生活、社会生活、就労などについての相談を行う施設です。受付時間は平日の9時～17時となります。なお、初回のご相談は、電話でお申込みください。

施設名	所在地	電話
川崎市発達相談支援センター	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく3階	246-0939

聴覚支援センター

きこえに心配のあるお子さんやその保護者などを対象に乳幼児教育相談や教育相談、補聴相談などの支援を行う施設です。

利用に関しては、聴覚支援センターにお問合せください。

施設名	所在地	電話
川崎市立聾学校聴覚支援センター	中原区上小田中3-10-5	766-6500

障害児通所支援事業所

障害のあるお子さんや障害の疑いのあるお子さんに対して、一定の負担額のもと日常生活における基本動作を習得させ、集団生活に適應できるよう個別指導や集団での療育を行う施設です。利用に関しては、区役所地域まもり支援センター（高齢・障害課障害者支援係または精神保健係）にお問合せください。

TEL108・109 ページ参照

※市内の「障害児通所支援事業所一覧」はホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022092.html>



(2) 障害のある子どものための制度

障害児・者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある学齢児以上のお子さんに対し、社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出、学校等への通学・通所ができるよう移動の支援を行います（利用条件あり要相談）。なお、中学卒業後の3月末までは保護者を伴うことを原則とします（通学・通所を除く）。かかった費用の10%（所得に応じた上限有り）と場合により交通費等の実費を負担いただきます。

障害児・者生活サポート事業

障害のある学齢児以上のお子さんに対し、自宅及びその周辺での声掛けや見守りなどの支援を行う「あんしんサポート」と、障害のある0歳から小学校入学後6か月までのお子さんがある世帯に対し、家庭全体へ養育等の支援を行う「障害児ファミリーサポート」などがあります。かかった費用の5%又は10%（所得に応じた上限有り）を負担いただきます。利用につきましては一定の要件がありますのでお問合せください。

重度障害者入浴援護事業

家庭において入浴が困難な重度の障害のある12歳以上のお子さんに対し、月に6回（6～10月は8回）、巡回入浴車が家庭を訪問し、浴そうを部屋へ持ち込み入浴サービスを提供します（利用条件あり要相談）。世帯の所得等に応じて費用負担があります。

日中短期入所事業

障害のあるお子さんに対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、障害児施設等において宿泊を伴わない介護等の支援を行います。かかった費用の10%（所得に応じた上限有り）と食費等の実費を負担いただきます。

短期入所（ショートステイ）事業

障害のあるお子さんに対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、短期間、障害児施設等において宿泊を伴う介護等の支援を行います。かかった費用の10%（所得に応じた上限有り）と食費等の実費を負担いただきます。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係または精神保健係
TEL108・109 ページ参照

障害児・者一時預かり事業

障害のあるお子さんを一時的に預かり、日常生活における基本動作の習得や、集団生活に適應できるよう指導・訓練を行います。かかった費用の10%（所得に応じた上限有り）と活動費等の実費を負担いただきます。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係または精神保健係
TEL108・109 ページ参照

障害児家庭支援員派遣事業

障害のあるお子さんを養育している家庭に、家庭支援員（ボランティア）を派遣し、学習・遊戯指導、日常生活の支援等を行います。無料です。

問合せ先

各地域療育センター TEL65 ページ参照

ホームヘルプサービス

障害のあるお子さんに対し、入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います（利用条件有り）。かかった費用の10%を負担いただきます（所得に応じた上限有り）。

計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援などの申請時に、サービスの利用等に関する計画を作成して関係機関との調整を行い、一定期間ごとにサービスの利用状況などを検証し、作成した計画の見直しを行うなどの支援を行います。

利用に関しては、区役所地域みまもり支援センター（高齢・障害課障害者支援係または精神保健係）にお問合せください。

TEL108・109 ページ参照

※市内の「計画相談支援・障害児相談支援事業所一覧」はホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022092.html>



ふれあい -障害福祉の案内-

市内の障害児・者やご家族が利用できる各種サービスについて紹介している冊子です。

各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて配布、また、市ホームページに掲載しております。

川崎市 ふれあい

検索